

原料費調整制度に基づく令和 7 年 1 月分のガス料金について

令和 6 年 11 月 29 日
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づいて令和 7 年 1 月検針分に適用する調整単位料金の算定を行いました。

その結果、基準単位料金に対して +38.32 円（税込）の調整を行うこととなりました。なお、令和 6 年 12 月分料金と比較すると 1.30 円（税込）安くなります。

令和 7 年 1 月検針分に適用するガス料金につきましては、12 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

【ご参考】モデル世帯における1か月分のガス料金（税込）

1 か月のご使用量	令和7年1月分	令和6年12月分	増減額
46m ³	7,633 円	7,693 円	-60 円

令和 7 年 1 月分ガス料金

●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金（税込）		
			基準単位料金	原料費調整額	計
料金表 A	0m ³ ~23m ³	629.20 円	116.21 円	+38.32 円	154.53 円
料金表 B	24m ³ ~323m ³	733.70 円	111.67 円		149.99 円
料金表 C	324m ³ ~	2,044.90 円	107.61 円		145.93 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。

$$\text{ガス料金 (税込)} = \text{基本料金 (税込)} + \left[\begin{array}{c} \text{従量料金 (税込)} \\ \text{調整単位料金 (税込)} \\ \text{基準単位料金 (税込)} \pm \text{原料費調整額 (税込)} \end{array} \right] \times \text{使用量 (m}^3\text{)}$$

原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 7 年 1 月分)	92,100 円/t	令和6年 8 月 ~ 令和6年 10 月の平均原料価格 (貿易統計値) 92,100 円 (10円未満四捨五入)
調整単価 (毎月固定)	0.079 円/m ³	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 92,100 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 44,120 \text{ 円/t} \\ &= 44,100 \text{ 円/t} \\ &\quad \text{(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.079 \text{ 円} \times 44,100 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\ &= 38.32 \text{ 円} \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴ 上記の計算の結果、令和 7 年 1 月分のガス料金では
基準単位料金に対して、1m³当たり +38.32 円(税込)調整いたします。

※ 一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に
基準単位料金に対して1m³当たり +38.32 円(税込)調整いたします。